

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要
(県内公立学校分)

平成27年10月
富山県教育委員会小中学校課

いじめ(認知件数)

※H25以降の高等学校は、通信制の件数を含む

校種		年度	22	23	24	25	26
小学校	県	件数	346	315	373	323	482
		1,000人当たり	5.8	5.4	6.5	5.7	8.8
	国	1,000人当たり	5.3	4.8	17.5	18.0	18.8
中学校	県	件数	272	272	306	304	347
		1,000人当たり	9.2	9.2	10.4	10.3	11.7
	国	1,000人当たり	9.9	9.0	18.6	16.4	15.8
高等学校	県	件数	67	24	49	30	32
		1,000人当たり	3.0	1.1	2.1	1.3	1.4
	国	1,000人当たり	2.3	2.0	5.6	3.8	3.9
特別支援学校	県	件数	2	10	2	2	7
		1,000人当たり	1.8	8.8	1.7	1.7	5.9
	国	1,000人当たり	3.2	2.8	6.5	6.0	7.4
合計	県	件数	687	621	730	659	868
		1,000人当たり	6.1	5.5	6.6	6.0	8.0
	国	1,000人当たり	5.9	5.4	15.4	14.7	15.0

※ 今回の調査は、従来どおり6月に文部科学省へ調査結果を提出した後、文部科学省から改めて9月中旬を締め切りとした再調査の依頼があったもので、その結果がこのたび公表されるものである。

再調査にあたっては、「対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること」等に留意して見直すよう指示があった。

〈まとめ〉

- すべての校種において、認知件数及び1,000人当たりの件数が、昨年度を上回った。
- 増加の原因としては、「嫌なことを言われて1日休んだが仲直りして翌日から登校しているもの」、「体がぶつかったが故意なのか不明なもの」等、対人関係のトラブルではないかと判断していたものも含めて計上したことによる。
- なお、1,000人当たりの件数は、すべての校種で、全国平均を下回っている。

いじめの発見と学校の組織的な対応に係る留意点

～教職員間で情報を共有し、組織的に対応するために～

富山県いじめ防止対策推進委員会

◎留意点1 些細なことであっても、「気がかりなこと」を放置しない

(1) 「気がかりなこと」の例

- ・からかいや嫌がらせを受けている。
- ・服が破れていたり、汚れていたりする。
- ・頭痛、腹痛、不眠、食欲不振等の身体の不調を訴える。
- ・部活動を休みがちになる。
- ・遅刻や欠席が目立つようになる。
- ・いつもより元気がない。目の輝きが鈍い。気分の浮き沈みが見られる。
- ・過度に明るくはしゃぐようになる。
- ・忘れ物や物を無くすことが増えてきた。
- ・仲間に入りたがらない。一人でいることが多くなってきた。
- など

(2) 「気がかりなこと」の把握に係る留意点

- ・いじめに限定せず、不登校や家庭環境等、視野を広げて様々な問題への危機意識をもって対応に努める。
- ・関係教職員で情報を共有し、複数の目で見守る。
- ・SC、SSW等の心理や福祉の専門家による見立ても参考にする。

※「気がかりなこと」の情報をSC、SSW等の来校時に提示して意見をもらうなど工夫する。

◎留意点2 いじめの被害をはっきり発信しない生徒がいることを念頭に置く

(1) いじめの被害をはっきり発信しない生徒

①いじめを受けていると言わない生徒

- ・親や先生の前では「いい子」「強い子」であろうとして我慢する。
- ・勇気を出していじめられていることを言うことができない。

②心配なので声かけしても「大丈夫」と答える生徒

- ・声かけの時点では前向きでも、突然深刻な状態に変わる。(思春期特有の揺れ)
- ・大きな悩みを抱えているのに言い出せずにいる。
- このような生徒がいることを認識し、声かけに加え、時間をかけた面談、保護者からの家庭での様子の聴き取りなど、さらに一步踏み込んだ対応を心がける。

(2) 状況に応じた適時・適切なアンケート調査の実施

- ・定期的なアンケート調査で、いじめ等の回答がなかったとしても、いじめ等の問題が発生していないと判断しない。「記名式アンケート」では被害者が答えにくいいじめがあること等に留意する。)
- ・生徒について普段から観察やコミュニケーションに努め、状況に応じてアンケート調査を実施する。

◎留意点3 いじめ等の情報は一人で抱え込みず、教職員で共有し組織で対応する

(1) 風通しのよい学校づくり

- ・日頃から教職員が情報交換や相談を行いやすい風通しのよい学校づくりに努める。

(2) アンケート実施後の速やかな結果報告

- ・速やかに(当日中に)、クラス毎に生徒の記載状況を担任等の学年担当が集計し、学年主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。

例 ○学年 (i) いじめ □ 件 (ii) いじめの疑い □ 件
(iii) 悩み □ 件 (iv) 気がかりなこと □ 件

(3) 授業中や放課後の生徒観察、面談、日誌・生活ノート等で把握した情報の共有

- ・いじめの情報はもちろん、「気がかりなこと」も軽く考えずに、直ちに学年主任や生徒指導主事に報告する。(担任一人で抱え込まないことが大切である。)

(4) 年度をまたぐ情報伝達

- ・その年度に「いじめ、いじめの疑い、悩み、気がかりなこと」等があった生徒については、たとえ問題が解消していても、いじめ防止対策委員会で次年度に情報を引き継ぎ、新たな担当学年主任にも伝え、新たな担任との念入りな引き継ぎを行い、見守りや支援を継続する。

◎留意点4 迅速・適切に対応する

(1) 「気がかりなこと」を把握した場合

- ・「気がかりなこと」の内容を学年主任や生徒指導主事・管理職に報告する。
- ・教頭は、いじめ防止対策委員会や当該学年担当の教諭等で把握した「気がかりなこと」が教職員間で共有されるように連絡等を行う。
- ・全校体制で気がかりな生徒を日常的に見守り、必要に応じて声かけ等を行うとともに、さらなる情報交換に努め、問題の未然防止に当たる。

(2) いじめを発見した場合

- ・いじめの情報を学年主任や生徒指導主事・管理職に報告し、被害生徒の心身の安全を守ることを最優先とした対応をする。
- ・学年主任は、担任及び学年担当教諭に、被害生徒の速やかな面談を指示し、報告を求める。(アンケート等にいじめの疑いの記載、その他の悩み等の記載があった場合も、いじめに準じた対応に努める。)
- ・担任は、被害生徒の保護者に連絡し、家庭での様子等も聴き取る。また、今後の学校の対応等について保護者に説明する。
- ・学年主任は、聴き取り結果を生徒指導主事・管理職に報告する。
- ・いじめが確認された場合、校長はいじめ防止対策委員会を開催し、組織的な対応で解決に当たる。
- ・いじめが解消したと判断しても、継続して関連情報を教職員間で共有し見守る。

◎留意点5 いじめを生まない学校づくりをする

- ・学校教育のあらゆる場面を捉えて、いのちの教育、心の教育に取り組む。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等で、適切な対人関係を築く力を身に付けさせる。
- ・生徒に「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせ、いじめの加害者を生まないだけでなく、いじめの傍観者となる者を生まないことも留意する。
- ・教職員は、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に当たる。

◎留意点6 家庭や関係機関と連携して対応する

(1) 家庭との連携

- ・生徒の様子について、些細なことでも気軽に相談できる関係を構築する。
- ・適時、細やかな情報交換に心がける。
- ・保護者からのいじめの訴えがあれば、直ちに家庭訪問するなど誠実に対応し、明らかになった事実や経過を正確に伝える。

(2) 関係機関との連携

- ・警察や児童相談所をはじめとする関係機関との密接な連携体制を構築し、いじめ等の問題に対応する際にためらわずに相談や協力依頼をする。
- ・学校と警察との連絡制度について、事前に保護者に周知し、理解を得ておく。

◎留意点7 組織的な対応の点検と見直しを図る

- ・学校基本方針の行動計画に沿って組織的な取組を進め、一定期間が経過した節目や事案対応後に取組の点検を図る。
- ・点検結果を踏まえて学校基本方針の行動計画を適宜見直し、新たな行動計画に沿って取組を開始する。